

2019年7月31日
沖縄電力株式会社

「計量法」で定められた電力量計の有効期間内の取替えに関する不適切事案について

弊社は、那覇支店サービスエリアにおいて、電気の使用量を計測する電力量計を計量法で定められた検定有効期間を超過したまま継続使用する不適切事案を48件確認しましたので、お知らせいたします。

電気を使用される皆さまに、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

電気の使用量を計測する電力量計は、計量の正確さを確保するため、「計量法」で定められた有効期間内に取替える必要があります。今回の不適切事案はそれを超過し、継続使用した事案となります。

(1) 事実の確認

2019年7月2日 電力量計を管理する業務において、社内規定（要領・マニュアル）に定められた業務手順を怠ったことにより、電力量計の検定有効期間を超過したまま継続使用する不適切事案が確認された。

(2) 有効期間超過の件数

高圧	低圧	合計
44件	4件	48件

(3) 有効期限超過の期間

最大1年9ヶ月

2. 同様事例の確認

電力量計を取り扱う社内全部署へ「計量装置の検定有効期間の管理について」確認したところ、同様事例の発生はございません。

3. 不適切事案に至った原因

社内規定（要領・マニュアル）に定められた業務手順を怠った。

4. 今後の対応

(1) 早期の電力量計取替

当該電力量計を取り付けていたすべての電気をご使用される皆さまに対し、お詫びを申し上げますとともに弊社の不手際について、お客さまへ事情をご説明させていただいたところです。

検定有効期間を超過していた期間の電気の使用量については、お客さまとの協議の場を設け、引き続き誠意をもって対応いたします。

また、電力量計の取替工事には停電を伴うため、早急にお客さまと日時の調整を行い、取替工事を実施いたします。

(2) 再発防止

今回の事例は、要領・マニュアルに定められた業務手順を遵守していなかったことが原因であるため、今後は、要領・マニュアルの再確認による教育を実施し、業務手順の遵守を徹底いたします。また複数人による確認作業の徹底および本店機能による定期的な確認を行います。

電力量計の取替えに伴う停電について、お客さまへご了承頂けるよう、有効期間まで十分期間を設けた日程を提案するなど、交渉ルールを明確にいたします。

さらに、ヒューマンエラーを防止するため、業務システムによりチェックできる仕組みを検討いたします。

以 上